

自治会等の活動に伴うごみについて

1 改正の趣旨

本市においては、自治会活動の目的を勘案し、廃棄物の種類に応じて減免や家庭系ごみに準じた取扱いとして、負担軽減を図ってきたところである。

これまで支援対象としてきた廃棄物については、一般ごみや粗大ごみ等としているが、ペットボトルや缶、ビン等の資源化可能物は対象としていなかったことから、家庭系ごみに準じた取扱いとして、新たに支援するもの。

2 改正点

新たな対象として、下記の市処理施設にて資源化可能物を市で受け入れることとする。

- 橋本台リサイクルスクエア
- 津久井クリーンセンター
- 大野産業㈱（平成29年4月1日からは（仮称）麻溝台リサイクルスクエア）

3 受け入れ対象

- 資源：びん類・かん類・金物類・布類・蛍光管・使用済食用油・紙類
- 容器包装プラ：ペットボトル・プラ製容器包装

4 その他

改正後の取り扱いについては次の表のとおり。

種類等	処理方法	ごみ処理手数料等	
		行事	全額減免
一般ごみ	市処理施設自己搬入	行事以外	一時に100キロ以上持ち込む場合150円/10kg
資源化可能物	市資源リサイクルステーション自己搬入	/	
粗大ごみ	市粗大ごみ受入施設 自己搬入又は市収集	(自己搬入) 150円/10kg (市収集) 品目別に規則で定める額	
自治会館等への不法投棄物	「行事以外の一般ごみ」、「資源化可能物」、「粗大ごみ」に準ずる		
地域清掃	自己搬入又は市収集	全額減免	